

大阪府に暴風警報が発令された場合の措置

①大雨・洪水警報が発令中の場合→平常どおり営業

気象警報・注意報に注意し、安全に十分留意し、お越してください。

②暴風警報が大阪府全域または一部に発令された場合の措置

1) **午前7時現在**、暴風警報発令中の場合→午前のレッスンは休講

2) **午前10時00分までに**暴風警報が解除、または注意報になった時

→13時00分からのレッスンを開始する。

3) **午前10時以降も**暴風警報が発令中の時→臨時休校とする。

4) 状況に応じ、当スクールのホームページまたはフェイスブックを通じて

お知らせ致しますので、特に注意してください。